

## 出席停止・臨時休業について

児童生徒の出席停止措置について、又は学校が臨時休業となる場合があることについて、事前に保護者にお知らせします。

併せて、児童生徒や家族が罹患した場合又は児童生徒が濃厚接触者となった場合には、速やかに学校への連絡をお願いします。

### (1) 出席停止について

ア以下の場合、出席停止措置をする場合がある。

- (ア) 児童生徒が感染者となったとき。
- (イ) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定されたとき。
- (ウ) 児童生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。
- (エ) 家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

### イ出席停止の解除について

保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

### (2) 臨時休業について

次の場合、臨時休業となることがある。

- (ア) 児童生徒や教職員が感染者となったとき。
- (イ) 児童生徒や教職員が感染者の濃厚接触者となったとき。

### (3) 個人情報の取り扱いについて

感染者に関する情報は、埼玉県が公表する以外の情報はお知らせできません。感染者が安心して学校に復帰できるように御協力願います。